

[ 研究区分： 確かな教育推進研究 ]

研究テーマ： 日独保健医療福祉専門家養成教育カリキュラムの比較研究 —社会福祉教育を中心に—	
研究代表者： 保健福祉学部 人間福祉学科 教授・三原 博光	連絡先： mihara@pu-hiroshima.ac.jp
共同研究者： 教授・住居 広士， 准教授・国定 美香	
<b>【研究概要】</b> 研究の背景：過去、我が国はドイツの社会福祉制度・施策をモデルとして、社会福祉制度・施策を作り上げてきた。ハンブルグ市における貧民の生活を支援するエルバー・フェルト制度は、我が国の民生委員制度のモデルとなった。次に、我が国の高齢社会に対応する福祉施策として、2000年に施行された介護保険制度は、1995年に施行されたドイツの介護保険(Pflegeversicherung)をモデルとしている。その他、我が国の高齢者介護や障害者介護の専門職である介護福祉士は、ドイツの老人介護士(Altenpfleger)をモデルとしている。したがって、我が国の社会福祉施策・制度は、ドイツの社会福祉施策・制度と密接な関連性があると言えよう。したがって、このような社会的背景のなかで、以下の研究を目的とする。 研究目的：日独の社会福祉の専門家養成カリキュラムの比較研究を行うことで、日本の社会福祉教育の特徴を明らかにし、その内容を大学の社会福祉教育に反映させる。ただ、今回は、まずドイツのソーシャルワーカー養成教育カリキュラムの特徴を明らかにすることを目的とする。 研究の方法：県立広島大学と国際学術交流協定を行っているドイツNRWカトリック大学のソーシャルワーカー養成教育のカリキュラム研究を行なう。 成果：ドイツNRWカトリック大学の関係者からドイツのソーシャルワーカー養成教育カリキュラムの資料と情報を得ることができた。 以下、ドイツのNRWカトリック大学ソーシャルワーカー養成教育カリキュラムの特徴である。	

## 1. 教育科目

ドイツのソーシャルワーカー養成教育の大きな特徴は、他大学との単位互換制度にあると言われている。共通のモジュールと呼ばれる科目群を設定することにより、大学を変える場合にはそれを先行の大学で認定してもらうことにより、卒業要件を満たす試みである。ソーシャルワーク養成教育のプログラムは大きく以下の5領域のモジュールに分けられている。教育カリキュラムの内容をモジュールに分類することでEU諸国の大学同士での単位互換が可能となるのである。

領域Ⅰ：学術的思考と活動の基礎

領域Ⅱ：科学として並びに専門職としてのソーシャルワーク

領域Ⅲ：ソーシャルワークの社会的並びに規範的基礎

領域Ⅳ：人間の存在と意義

領域Ⅴ：実践領域

## 2. 学士 (Bachelor)

6学期(3年制)で全体の履修規定時間は5400時間であり、180単位である。実習は94日間である。

## 3. 実習

### ① 国内実習

大学入学前に、2～3ヶ月間の社会福祉実習が課せられている。そして、入学後1年間以内に実習Ⅰ段階として、15日間の実習が課せられている。2年生になると実習Ⅱ段階として30日間

の実習が夏休みの間に課せられ、卒業までに 94 日間の実習が課せられている。最後の 3 年生では、実習Ⅲとして、49 日間の実習が学期期間間に課せられている。実習の分野については、学生には研究成果の報告と発表を行うことが課せられているが、毎日の実習ノートの記録の義務などはない。

実習指導者の要件については、原則的に 2 年以上の実務経験を有することにみが規定されている。特にソーシャルワーカーの資格要件と記述されていない。実習指導者は、実習施設が決定する。以下が施設の実習指導者の主な課題である。

- ・実習生との面接を定期的に行う
- ・研究計画を専門的に支援する
- ・実習証明書の発行
- ・大学の実習担当教員と連絡、協力する

ドイツの社会福祉実習では、大学が実習生の実習指導に対して、実習謝礼を支払うと言った規定はない。むしろ、逆に大学側は学生の長期間の実習に対して、実習施設が学生に実習（労働）への謝礼を支払うことを期待している。

## ② 海外実習

実習のなかで、外国の社会福祉施設での実習も単位として認められている。海外の実習の条件として、学生は実習担当教員との間で E メールや E-ランニングを使用できるとことがあげられている。この方法を通して、学生は実習指導者から実習指導を受けるのであり、学生の実習の評価については、実習施設には期待されない。したがって、大学が海外の実習施設に謝礼を支払うと言った規定はない。

## 4. ドイツソーシャルワーカー養成教育の特徴

ドイツのソーシャルワーク教育は、EU 諸国との連携のなかで、他のヨーロッパ諸国の影響を受けながらソーシャルワーカーの養成を行っている点が特徴的である。NWR カトリック大学の教育カリキュラムの各モジュールで示されたように、このモジュールによる単位を取得した場合、ドイツ国内だけでなく EU 諸国の大学のソーシャルワーク教育の単位として認められる。つまり、ドイツ国内で取得されたソーシャルワークの資格が、他の EU 諸国においても認知され、ベルギーやオランダでの就職が可能となる。また、実習教育では、海外の社会福祉施設での実習も認められている。これらの事から、ドイツでは、海外の社会福祉に目を向けた視点を持ちながら、ソーシャルワーカーの養成が大学で行われていると考えられる。ドイツのソーシャルワーカー養成では、社会福祉の問題をグローバル化の世界的視野で捉えようとし、異文化におけるソーシャルワークの実践も考えている。

ドイツの学生の就職について考える。ドイツの社会福祉事業では、ドイツ政府が 6 つの民間団体に社会福祉事業を委ね、補助金を与えサポートしている。そこで、大学を卒業した学生達の多くは、この 6 つの民間の社会福祉事業の団体に就職し給与や労働時間などの職業的待遇が保障されている。

## 5. ドイツと日本のソーシャルワーカー（社会福祉士）養成教育の比較

- ・ドイツは大学卒業と同時にソーシャルワーカーの資格が与えられる。日本の場合、最終的に国家試験の合格によって資格が与えられる。
- ・ドイツの学士は大学 3 年教育課程、日本の場合、大学 4 年間教育。
- ・ドイツでは、海外の施設での実習が必修単位として認められている。日本では、海外の施設での実習が必修単位として認められていない。
- ・ドイツの学生は就職が、日本の学生に比べて容易である。